

(別添)

提出意見及び県の考え方

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	広報期間を含めて1か月、しかも県広報誌に記載されるかは不明というのは、募集期間は短すぎ、広報も不足となると思われる。	山口県パブリック・コメント制度実施要綱に基づき実施しました。
2	県の人財育成についての現状評価が必要。抜本的な対策が必要なのか、従来の計画を充実させて加速することで良いのかなど、見解表明が必要。	今回の計画は、従来の計画により実施した雇用・就業対策の評価を踏まえ、キャリア教育の推進、職業能力開発の推進、技能・技術の円滑な継承と技能の振興を進めることにより、本県産業を支える人財の育成を図ることとしています。
3	人財育成の現状を定量的に分析して、目標値につながる構成にすべき。例えば、「I-1 高校・大学等の就職決定率」の施策推進により、県民の生活の何が変わるかわからない。	目標値は、雇用・人財育成対策の各取組の代表的な成果となるものを設定しました。例えば「高校・大学等の就職決定率」を向上させることは、就職を希望する生徒・学生の就職支援の成果として、重要な指標であると考えております。
4	計画作成委員の中に、教育委員会のメンバーが加わり、県を挙げての活動にして、成果が上がるようにすべき。	当計画中には、キャリア教育の推進や高校生の県内就職支援等、教育委員会所管の施策も記載しております。 また、当計画の策定に当たっては、教育委員会の関係課も関与し、施策の推進に当たっても成果が上がるよう、努めることとしています。
5	労働者を例えば「パート・アルバイト」、「フルタイム労働者」、「作業改善」、「仕事改革や創造」の4グループに分け、各グループの現状分析や今後の課題について検討することを提案する。	御提案の内容は、個々の企業内における人財育成の一つの方法として考えられますが、本計画においては、若者、女性、高齢者、障害者という区分で就業支援や職業能力開発の方向性を整理しています。
6	若年層の働き方については、「正規雇用が当たり前」の姿勢を貫くべきである。	「求人確保促進月間」等新規学卒者の求人要請の実施や、若者に対する研修等を実施するなど、若者の正規雇用を支援することとしています。
7	最低賃金を引き上げるための努力と、中小企業への支援を国と協力して実現するための方策を示すべき。国への要望とともに、県独自の施策を検討することが必要。	最低賃金は、最低賃金法に基づき、各地域の最低賃金審議会において、地域の実情を踏まえ適正に決定されるものであることから、県として特段の措置は考えておりません。
8	非正規労働者の「ワーキングプア」「貧困」の主な原因として賃金の低さの根本は女性パート労働者の賃金を基準としていること。最低賃金の引き上げと連動した施策が必要。	最低賃金は、最低賃金法に基づき、各地域の最低賃金審議会において、地域の実情を踏まえ適性に決定されるものであることから、県として特段の措置は考えておりません。

9	女性の職場進出に対する職場環境や「シングルマザー」などへの対処が不十分である。	関係機関と連携して、女性が意欲と能力に応じて、多様な就業機会に挑戦し、生き生きと働き続けることができる環境づくりを進めることとしています。
10	企業がやむを得ず撤退・リストラを行う場合でも、労働者の雇用責任を果たすよう求めるなどの仕組みを創りたい。	企業の事業撤退等は、内外の経済環境の変化に適応するための企業の経営方針に基づくものでありますことから、お示しのような仕組みを作ることは考えておりません。
11	原発事故への不安などから、新しいエネルギーを求める国民世論が高まっている。再生可能エネルギー事業などを振興することによって雇用創出をはかることが必要。その際、大企業を誘致して事業を展開するのではなく、住民が参加できる事業として、自治体や協同組合などを事業主体として雇用創出の場をつくる必要がある。	今後、成長が期待できる環境・エネルギー産業の育成・集積に関係機関と連携・協力しながら取り組み、雇用の場の拡大を図ることとしています。
12	「ワーク・ライフ・バランス」は、家族的責任や社会的責任が果たせることが必要であり、長時間労働が横行する職場を見直す事が必要。労働局などと連携し、労務管理者教育を徹底することや指導を強化することが必要。	関係機関と連携しながら、労使での働き方の見直しが進展するよう普及啓発に努めることとしています。
13	解雇や賃金不払い、ハラスメントなどのトラブルは、「多様な働き方」で解決できるものではなく、むしろ増加の恐れさえある。企業の社会的責任を果たさせる施策を盛り込むべきである。	関係機関と連携しながら、適切な雇用管理が進展するよう普及啓発に努めることとしています。
14	ILOがいう「ディーセント・ワーク」という表現がまったく出てこない。	国は、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の概念の普及に努めるとともに、様々な労働政策を推進することにより、ディーセント・ワークの実現に努めています。 本計画では、ディーセント・ワークという用語は使用していませんが、県としては、国の取組を踏まえ、健康で豊かな生活のための時間の確保や、多様な働き方を可能とする就業環境づくりの促進に努めることとしています。